

事業系ごみ処理ガイド

事業系ごみの適正処理方法

事業系ごみとは？

事業活動に伴って生じたごみを事業系ごみといいます

会社、事務所、飲食店、商店、工場などあらゆる事業活動に伴って排出されるごみは、すべて「事業系ごみ」です。営利を目的とするところばかりではなく、学校、社会福祉施設、官公署など公共サービスを行っている非営利団体や個人営業、店舗併用住宅の店舗部分も含まれます。

**事業系ごみはその種類や発生源によって
「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類されます。**

ごみ
(廃棄物)

事業系ごみ
事業活動により発生
するごみ

**※家庭ごみの集積所
には出せません**

家庭系ごみ
一般家庭から出るごみ

事業系一般廃棄物

(市の処理施設に搬入できます)
事業活動により生じた廃棄物のうち、
産業廃棄物以外の廃棄物

産業廃棄物

(市の処理施設に搬入できません)
事業活動により生じた廃棄物のうち、
法令で定められた廃棄物

家庭系一般廃棄物

家庭から排出される廃棄物

目次

事業者の責務、事業系ごみの分類、
産業廃棄物一覧表 P. 2
主な事業系ごみの分別一覧表 . . . P. 3
事業系ごみの分別・出し方 . . P. 4～9

事業系ごみ収集委託の流れ P. 10
事業系ごみの減量化・資源化に関する
取り組み例 P. 11
問合せ先 P. 12

事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条
「川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」第4条

事業者は廃棄物を減量しなければいけません

事業者は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用等の推進により、廃棄物を減量しなければいけません。

事業者の責任で処理しなければいけません

事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければいけません。

事業者はごみの適正処理に関する施策に協力しなければいけません

事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に協力しなければいけません。

事業系ごみの分類

事業系ごみ 事業活動により発生するごみ ※家庭ごみの集積所には出せません	事業系一般廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた20種類の廃棄物（産業廃棄物）以外の廃棄物を指します。例として、食品の食べ残しや売れ残り、調理残さなどがあげられます。
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた20種類の廃棄物を指します。例として、発泡スチロール、スプレー缶、板ガラスなどがあげられます。

産業廃棄物一覧表

あらゆる事業活動に伴ったもの	燃え殻	石炭がら、廃棄物焼却灰、炉清掃掃出物、重油燃焼灰など
	汚泥	ビルピット汚泥、メッキ汚泥、グリストラップ汚泥など
	廃油	食用油、エンジンオイル、潤滑油など
	廃酸	廃硫酸、廃塩酸、写真定着廃液、酸性廃液など
	廃アルカリ	苛性ソーダ廃液、アンモニア廃液、写真現像廃液、アルカリ性廃液など
	廃プラスチック類	発泡スチロール、ビニール製品、廃タイヤ、合成繊維くず、合成ゴムくずなど
	ゴムくず	天然ゴムくず
	金属くず	スプレー缶、一斗缶、アルミ製品、スチール製品など
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	板ガラス、レンガくず、コップ、石膏ボードなど
	鉍さい	高炉・平炉及び電気炉の残さ、鋳物廃砂、不良鉍石など
業種等が限定されているもの	ばいじん	電気集じん機捕集ダスト、バグフィルター捕集ダストなど
	紙くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去により生じたもの)、パルプ・紙製造業、製本業、印刷加工業などから発生する紙くず
	木くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去により生じたもの)、木製品製造業、輸入木材卸売業及び物品賃貸業などから発生するもの、貨物の流通のために使用したパレット。
	繊維くず	建設業(工作物の新築・改築又は除去により生じたもの)、繊維工業(繊維製品製造業を除く)から発生する繊維くず
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業などで、原料として使用した動植物に係る不要物
	動物系固形不要物	と畜場で処分した獣畜及び食鳥処理場で処理した食鳥に係る固形状不要物
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物
	動物のふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、鶏などのふん尿
	動物の死体	畜産農業から排出される牛、馬、羊、鶏などの死体
	上記に該当しないもの	上記のものを処分するために処理したものであって上記のいずれにも該当しないもの

主な事業系ごみの分別一覧表

処理方法

一般廃棄物／産業廃棄物

生ごみ



- ・川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託して搬入するか、市の処理施設へ自己搬入
- ・食品廃棄物再資源化施設でリサイクル

P.4

紙くず (紙類)



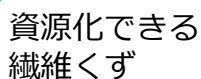
- ・資源物取扱業者や川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者を利用してリサイクル

P.5



- ・川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託して搬入するか、市の処理施設へ自己搬入

繊維くず (衣類、古布)



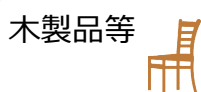
- ・繊維の資源物取扱業者を利用してリサイクル

P.5



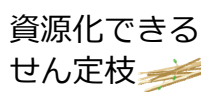
- ・川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託して搬入するか、市の処理施設へ自己搬入

木くず (せん定枝、木製品等)



- ・川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託して搬入するか、市の処理施設へ自己搬入

P.6



- ・市の処理施設でリサイクル

※上記の区分については、排出事業者の業種等によっては産業廃棄物になることがあります。その場合には産業廃棄物として適正に処理してください。詳しくは該当するページをご覧ください。

産業廃棄物

廃プラスチック類



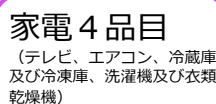
金属くず



- ・産業廃棄物処理業者へ委託
※市の処理施設へは搬入できません

P.8

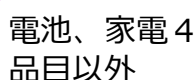
ガラスくず コンクリートくず 陶磁器くず



- ・家電リサイクル法に基づきメーカーでリサイクル

P.9

その他



- ・産業廃棄物処理業者へ委託
※市の処理施設へは搬入できません
※乾電池の中には水銀が含まれているものがあるため、そのような乾電池を処分する場合は水銀を取り扱える業者に委託する必要があります

生ごみ

例



- ・食品の食べ残し
- ・食品の売れ残り
- ・調理残さ
- ・魚のあら
- ・茶殻 等

【注意】
食料品製造業・医薬品製造業等で、原料として使用した動植物の残さは**産業廃棄物**として処理してください。
《処理方法はP.10をご覧ください》

運搬方法

許可業者

自己搬入

処理施設

市の処理施設

処理方法①
又は、
処理方法②へ食品廃棄物
再資源化施設

処理方法③へ

処理方法①

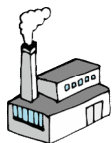
川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する方法（有料）

川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者については、資源循環推進課までお問合せください。また、川越市のホームページでも一覧を公開しています。

業者によって収集運搬料金が異なります。ごみの種類、収集頻度、収集量、収集時間、資源物の取り扱い等の条件を伝え、数社から見積りを取るなどし、適切な業者と契約を結んでください。

処理方法②

市の処理施設へ自己搬入する方法（有料）



生ごみ等の可燃ごみは、市の処理施設（東清掃センター又は資源化センター、場所はP.12参照）へ自己搬入してください。

市の処理施設の
処理手数料

220円/10kg

注意

一般廃棄物は、各市町村ごとに処理責任があります。他市から川越市への一般廃棄物の持ち込み、及び川越市から他市への一般廃棄物の持ち出しは禁止されています。

処理方法③

食品廃棄物再資源化施設へ搬入し、リサイクルする方法

食品関連事業者（製造業、加工業、卸売業、小売業、飲食店等）は、食品リサイクル法により食品廃棄物の発生抑制・再生利用・減量に努めることが義務付けられています。食品廃棄物再資源化施設への搬入を希望する場合は、資源循環推進課へご相談ください。

詳しくは環境省ホームページへ

<http://www.env.go.jp/recycle/food/index.html>
（食品リサイクル関連）

事業系ごみについてのQ&A①

Q （P.5繊維くず）なぜ、天然繊維の衣類だけが事業系一般廃棄物の対象なのですか？

A 合成皮革や合成繊維（ナイロン、ポリエステル、アクリル等で混紡も含む）は廃プラスチック類に含まれます。どの業種であっても、廃プラスチック類は産業廃棄物として処理しなくてはなりませんので、事業系一般廃棄物として市の処理施設で処理することはできません。

紙くず（紙類）

例

資源化できる紙類

・新聞、雑誌、段ボールなどの古紙類

その他の紙類

・感熱紙、カーボン紙、紙コップなどの紙ごみ
・生ごみを包んだ紙、弁当箱などの水分を含む汚れた紙

【注意】

建設業の工作物の建築作業等、紙又は紙加工品の製造業、印刷業及び印刷物加工業の作業工程で生じたものは、**産業廃棄物**として処理してください。
«処理方法はP.10をご覧ください»

運搬方法

資源物取扱業者

許可業者

自己搬入

処理施設

資源物取扱業者

処理方法①へ

市の処理施設

処理方法②へ

処理方法
①

資源化できる紙類の場合

紙類の資源物取扱業者を利用してリサイクルする方法

新聞、雑誌、段ボール、OA用紙などの古紙類は、古紙問屋などの資源物取扱業者を利用し、リサイクルしてください。

シュレッダーくずの処理方法

古紙として資源物取扱業者に引き取ってもらえる場合がありますので、リサイクルできないかご確認ください。

処理方法
②

その他の紙類の場合（産業廃棄物を除く）

川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託して搬入するか、市の処理施設へ自己搬入する方法（有料）

感熱紙、カーボン紙、紙コップ、ワックス加工紙、防水加工紙等、資源物取扱業者が引き取らない紙くずや、生ごみを包んだ紙、弁当箱などの水分を含む汚れた紙類はリサイクルできません。川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託して搬入するか、自らの市の処理施設（東清掃センター又は資源化センター、場所はP.12参照）へ搬入してください。

市の処理施設の処理手数料

220円/10kg

繊維くず（衣類、古布）

例



・不用になった天然繊維（綿、絹など）の衣類、軍手など

【注意】

建設業の工作物の建築作業等で生じたもの、繊維工場の製造工程で生じた繊維くず、業種に関わらず化学繊維を使用したもの等は、**産業廃棄物**として処理してください。
«処理方法はP.10をご覧ください»

運搬方法

資源物取扱業者

許可業者

自己搬入

処理施設

資源物取扱業者

処理方法①へ

市の処理施設

処理方法②へ

処理方法
①

繊維の資源物取扱業者を利用してリサイクルする方法

不用になった天然繊維（綿、麻、絹など）の衣類（作業着、制服など）や軍手等のうち、汚れや破れなどがなくて状態の良いものは、繊維を扱う資源物取扱業者を利用し、リサイクルしてください。

処理方法
②

川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託して搬入するか、市の処理施設へ自己搬入する方法（有料）

汚れてしまった衣類（作業着、制服など）や軍手など（産業廃棄物を除く）は、川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託して搬入するか、自らの市の処理施設（東清掃センター又は資源化センター、場所はP.12参照）へ搬入してください。

市の処理施設の処理手数料

220円/10kg

木くず（せん定枝、木製品等）

例



- ・机、椅子、棚類の木製品、刈り草
- ・せん定枝

【注意】

建設業者の工作物の建築作業等で生じたもの、木製品等製造業者の作業工程で生じたもの、物品賃貸業で生じたもの、業種に関わらず貨物の流通で使用した木製パレット等は、**産業廃棄物**として処理してください。

《処理方法はP.10をご覧ください》

運搬方法

許可業者

自己搬入

処理施設

市の処理施設
※せん定枝以外

処理方法①へ

市の処理施設
草木類資源化施設
（資源化センター内）
※せん定枝

処理方法②へ

処理方法①

川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託して搬入するか、市の処理施設へ自己搬入する方法（有料）

刈り草などや、机、椅子、棚等の木製品の家具類（産業廃棄物を除く）は、川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託して搬入するか、自ら市の処理施設（東清掃センター又は資源化センター、場所はP.12参照）へ搬入してください。

注意

市の処理施設（東清掃センター又は資源化センター、場所はP.12参照）へ持ち込めるせん定枝等や木製品等の大きさ及び量には制限があります。搬入する前に必ず、各処理施設へお問合せください。

市の処理施設の処理手数料

220円/10kg

処理方法②

市の草木類資源化施設（資源化センター内）でリサイクルする方法（有料）

せん定枝で、他のものが混じっていないもの（産業廃棄物を除く）は、市の草木類資源化施設でリサイクルできます。川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託して搬入するか、自ら市の草木類資源化施設（資源化センター内、場所はP.12参照）へ搬入してください。

注意

草木類資源化施設（資源化センター）へ持ち込めるせん定枝の大きさには制限があります。また、毒性植物等の受け入れはできません。搬入する前に必ず、資源化センターへお問合せください。

市の処理施設の処理手数料

220円/10kg

【草木類資源化施設とは】

せん定枝を粉碎、加圧し、発酵・熟成することで土壌改良材「^こ肥え土^ど」へと資源化する市の処理施設です。

事業系ごみについてのQ&A②

Q 草木類資源化施設へ搬入する際の条件である「他のものが混じっていない」とはどういうことですか。

A 例えば、ビニール紐で括っている場合は、搬入時にこれを取り除いてもらう必要があります。また、紙ごみ、ビニール袋、土、石などが混入している状態では受け入れられません。

産業廃棄物

マニフェスト制度

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託するときは、マニフェスト(産業廃棄物管理票)を交付しなければなりません。産業廃棄物の種類、数量、運搬業者名、処分業者名などを記入し、産業廃棄物とともにマニフェストを渡し、処理の流れを確認する仕組みです。それぞれの処理後に、排出事業者が各業者から処理終了を記載したマニフェストを受け取ることで、委託内容どおりに廃棄物が処理されたことを確認することができます。これによって、不適正な処理による環境汚染や不法投棄を防ぐことができます。

保管基準

(特別管理) 産業廃棄物の適正処理を行うために、一定期間の保管が必要である場合は、生活環境保全上支障のないようにする必要があるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により保管基準が定められています。

特別管理産業廃棄物

爆発性、毒性、感染性、その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物をいい、通常の廃棄物よりも厳しい処理基準を設けています。

特別管理産業廃棄物一覧表

廃油		揮発油類、灯油類、軽油類（燃烧しやすいもの:おおむね引火点70℃以下）
廃酸		pH2.0以下のもの（著しい腐食性を有するもの）
廃アルカリ		pH12.5以上のもの（著しい腐食性を有するもの）
感染性産業廃棄物		医療機関等において生じた、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物
特定有害産業廃棄物	廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	PCB汚染物	PCBが塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたもの
	PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの
	廃水銀等及びその処理物	廃水銀等及び当該水銀等を処分するために処理したもの ← H28.4.1追加
	指定下水汚泥	下水道法施行令第13条の4の規定により指定された汚泥
	廃石綿等	石綿建材除去事業に係るもの、大気汚染防止法に規定する特定粉じん発生施設において生じたもの及び輸入されたものであって、飛散するおそれのあるもの・石綿建材除去事業において除去された吹き付け石綿等
	燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん等	「有害物質の判定基準」を超えるもの又は満足しないもの
	廃油(有機塩素系溶剤)	廃溶剤(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンに限る。)



廃プラスチック類（プラスチック製品、ペットボトル、合成繊維等）

金属くず（飲料用缶、金属製品、古鉄、スクラップ等）

ガラスくず、コンクリートくず及び

陶磁器くず（飲料用びん、ガラス製品、陶磁器類）

例

廃プラスチック類



発泡スチロール・ビニール製品・プラスチック製品・合成ゴム製品・合成繊維くず・PPバンド・廃タイヤ 等

金属くず



空きかん・スプレー缶・一斗缶・刃物類・アルミ製品・スチール製品（机・椅子・棚・ロッカー等）

ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず



空きびん・コップ・茶碗・レンガ・石膏ボード 等

【注意：複合体でも産業廃棄物です】

乾電池、蛍光灯及び電球は、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず等の複合体の**産業廃棄物**です。

運搬方法

産業廃棄物収集
運搬業許可業者

自 己 搬 入

処理施設

産業廃棄物処分業許可業者

処理方法①へ

処理方法 ①

産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託する方法

産業廃棄物については、産業廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託するか、産業廃棄物処分業許可業者の処理施設に自己搬入して処理してください。

処理を委託する場合は、収集運搬と処分について、それぞれ書面により契約を結んでください。

産業廃棄物の引き渡しにあたっては、マニフェストの交付が義務付けられています。

産業廃棄物収集運搬業許可業者及び産業廃棄物処分業許可業者については、【埼玉県環境産業振興協会】のホームページをご参照ください。

一般社団法人 埼玉県環境産業振興協会

 <http://www.saitama-sanpai.or.jp/>

事業系ごみについてのQ&A③

Q マニフェスト(産業廃棄物管理票)の記載は誰が行うのですか？

A マニフェストの作成、交付は排出事業者の義務です。排出事業者は、マニフェストに必要な事項を記載して委託業者に交付すること、戻ってきたマニフェストによって処分終了を照合確認することが必要です。処理業者等に任せることなく、自らの責任において適正な管理を行ってください。

リサイクル関連法や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の広域認定制度に基づきリサイクルする。

家電4品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）

家電リサイクル法に基づき、メーカーがリサイクルを行います。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。また、【家電リサイクル券センター】ホームページもご参照ください。

家電リサイクル券センター

 <http://www.rkc.aeha.or.jp/>  0120-319-640



パソコン

資源有効利用促進法に基づき、メーカーがリサイクルを行います。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。また、【パソコン3R推進協会】ホームページもご参照ください。

パソコン3R推進協会

 <http://www.pc3r.jp/>  03-5282-7685



二輪車（バイク）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の広域認定制度により、メーカー等がリサイクルを行います。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。また、【自動車リサイクル促進センター】ホームページもご参照ください。

自動車リサイクル促進センター

 <http://www.jarc.or.jp/motorcycle/>  050-3000-0727



消火器

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の広域認定制度により、メーカーがリサイクルを行います。メーカーや販売店に処理方法をご相談ください。また、【消火器リサイクル推進センター】ホームページもご参照ください。

消火器リサイクル推進センター

 <http://www.ferpc.jp/>  03-5829-6773



小型充電式電池

資源有効利用促進法に基づき、メーカーがリサイクルを行います。メーカーや販売店の処理方法をご相談ください。また、【一般社団法人JBRC】のホームページもご参照ください。

一般社団法人JBRC

 <https://www.jbrc.com/>  03-6403-5673



事業系ごみの収集委託の流れ

廃棄物を処理するにあたり、事業系一般廃棄物は市の処理施設へ自ら搬入するだけでなく、川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者へ委託することもできます。そこで、川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者又は産業廃棄物収集運搬業許可業者へ、収集を委託する場合の、ごみを排出するまでの流れについて説明します。

許可業者と委託契約

事業系一般廃棄物

事業系一般廃棄物の収集運搬を業者へ委託する場合は、川越市一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている業者へ委託しなくてはなりません。下に示す市のHPからも許可を受けている業者を確認できます。これらの業者へ相談し、事業系一般廃棄物の適切な分別、排出に努めてください。

産業廃棄物

産業廃棄物処分業の許可を有する業者と処分契約を締結するとともに、産業廃棄物収集運搬業の許可を有する業者へ委託します。埼玉県環境産業振興協会のホームページ（<http://www.saitama-sanpai.or.jp/>）にて確認し、適切な業者へ委託してください。なお、委託契約を書面で行う必要があります。

分別

事業者は、事業系ごみを排出する段階で、事業系一般廃棄物と産業廃棄物、リサイクル可能なものとリサイクルできないものを分別し、ごみの減量・リサイクルに努めなければなりません。適正な分別を行ってください。なお、産業廃棄物については品目ごとに分別する必要があります。

保管



廃棄物の保管を行う場合は、飛散や流出、地下への浸透、悪臭の発生などがないように、適切な措置を講じなくてはなりません。また、ガラスや猫などによる散乱被害がある場合は、蓋付きポリ容器やガラス避けネットなどを利用し、適切な対策を講じてください。産業廃棄物の場合は、掲示板や囲いの設置、屋外保管の場合は高さの制限などの保管基準がありますので、適正な保管を行ってください。

事業所から搬出

契約した川越市一般廃棄物収集運搬業許可業者が、事業系一般廃棄物を収集します。分別方法や排出方法など、収集運搬業許可業者と相談し、適正な排出を行ってください。



契約した産業廃棄物収集運搬業者が、産業廃棄物を収集します。分別方法や排出方法など、産業廃棄物収集運搬業者と相談し、適正な排出を行ってください。なお、引き渡す際には、マニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付しなければなりません。



ホームページからの確認方法

川越市公式ホームページ

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/>



TOP
ページ

くらし

ごみ・
リサイクル

事業系ごみ（一般廃
棄物・産業廃棄物）

一般廃棄物

川越市一般廃棄物
収集運搬業許可業者

川越市一般
廃棄物収集
運搬業許可業者

事業系ごみを家庭ごみの集積所に出すことはできません！

川越市では、事業系ごみの収集を行っていません。事業系ごみを家庭ごみの集積所に出す行為は、量や廃棄物の種類（新聞や段ボール等の資源物も）に関わらず、不法投棄とみなされる場合があります。

【不法投棄等の罰則】

ごみをみだりに捨てるなどした場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（第25条、第32条）により、以下の罰則が適用されます。

- 5年以下の懲役
- 1,000万円以下の罰金
（法人は3億円以下の罰金）

【店舗併用住宅の場合】

店舗併用住宅の場合でも、事業系ごみを家庭ごみの集積所に出すことはできません。事業系ごみと家庭系ごみを分けて処理してください。



住居：家庭系ごみ

店舗：事業系ごみ

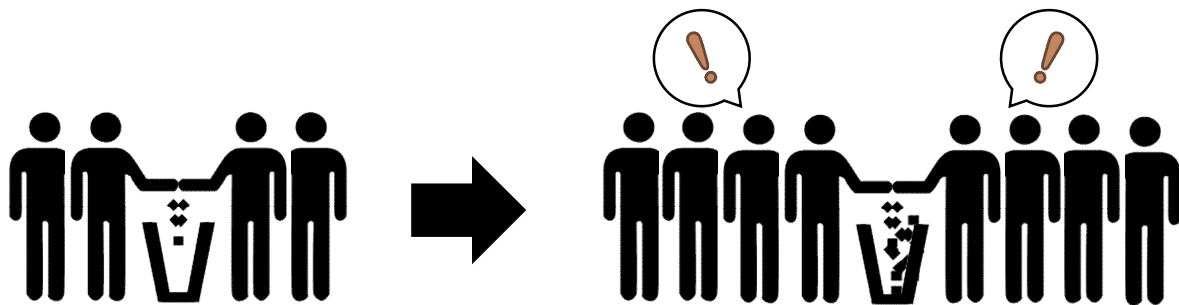
事業系ごみの
ルール違反に
対する罰則

～川越市役所の取組～

“減らす” “まとめる” “見せる” でごみの減量と資源化を促進！

“減らす”

4人に1つ程度あった各課の可燃用ごみ箱を、8人で1つに減らしました。
4人で1つの時に比べて、ごみ箱がいっぱいになるのが早くなり、「たくさんごみを出してしまっている」と認識しやすくなりました。



“まとめる”

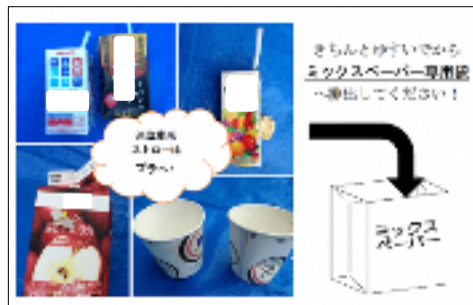
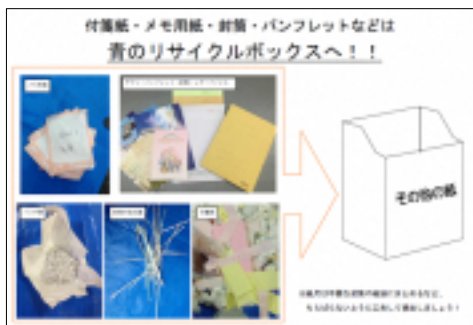
可燃用ごみ箱と、資源用リサイクルボックスなどを1ヶ所にまとめることで、分別しやすい環境を作りました（資源ステーション）。



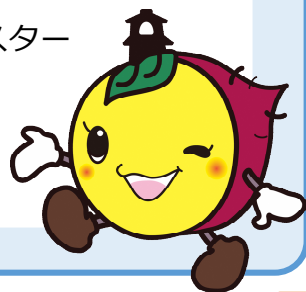
資源ステーション

“見せる”

資源ステーションに写真付きで啓発ポスターを掲示しました。分かりづらい分別方法を分かりやすく見せることで分別意識の向上を図っています。



分別啓発ポスター



問合せ先

市の処理施設等	施設名称等	所在地	電話番号	内容等
	東清掃センター	川越市芳野台2-8-18	049-223-2645	搬入に関すること
	資源化センター	川越市鯨井782-3	049-234-0530	搬入に関すること (草木類資源化施設含む)
	資源循環推進課		049-239-6267	各種問合わせ
	産業廃棄物指導課		049-239-7007	産業廃棄物に関すること
	埼玉県環境産業振興協会	 http://www.saitama-sanpai.or.jp/		産業廃棄物処理業者

※食品廃棄物再資源化施設及び資源物取扱業者の連絡先等については、資源循環推進課へお問合せください。



生ごみ、せん定枝等の搬入受付

- ・ 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
- ・ 8：40～11：50、12：45～16：00
- ・ 処理手数料 **220円/10kg**

市の処理施設に搬入する際の注意点

- 廃棄物の運搬にあたっては、飛散し、流出しないようにしてください
- 悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講じてください
- 市の処理施設へ搬入する際は、市内のどこの事業所から排出されたごみか、排出の経緯等を窓口で確認します。なお、その際は身分証明書の提示を求めることがあります

これらのほかに、搬入車両の制限、事業系一般廃棄物の受け入れ制限等があります。詳しくは東清掃センター又は資源化センターまでお問合せください。

【発行】平成29年10月
川越市環境部資源循環推進課
所在地 川越市鯨井782-3
連絡先 049-239-6267（直通）
FAX 049-239-5054
e-mail shigenjunkan@city.kawagoe.saitama.jp

